
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド

追加型投信／国内／債券／インデックス型 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2025 年5月3日

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

1. i シェアーズ 国内債券インデックス・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 5 月 2 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 5 月 3 日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発 行 者 名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 有田 浩之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド

（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、１口当たり１円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

※上限額到達前であっても、市況環境の変化や運用効率性等を勘案し、新規の購入の申込受付を中止する場合があります。

（４）【発行（売出）価格】

購入受付日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（５）【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）はありません。

（６）【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年5月3日から2025年10月31日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9) 【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の基準価額に購入口数に乗じた金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」で払い込みください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行

行いません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 「iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド」（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。
- ② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／国内／債券／インデックス型に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合	インデックス型

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券・一般)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	日経225 TOPIX その他*

* (NOMURA-BPI 総合)

<各分類および区分の定義>

I. 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

II. 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（債券・一般））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるものであって、公債、社債、その他債券属性にあてはまらないものをいう。
決算頻度による属性区分	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分	その他	日経225およびTOPIXに当てはまらない全てのものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ③ 信託金の限度額は、10兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※信託金限度額到達前であっても、市況環境の変化や運用効率性等を勘案し、新規の購入の申込受付を中止する場合があります。

④ ファンドの特色（当ファンドおよびマザーファンドの特色）

a. 当ファンドは、円建ての債券等（国債、社債等）を主要投資対象として、円建ての債券市場を代表する指数であるNOMURA-BPI 総合に連動する運用成果を目指します。

■ 連動を目指す対象指数（ベンチマーク）の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

※ 上記のベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

■ 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ブラックロック・グループが運用するE T F等）への投資を行う場合があります。

■ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用する場合があります。

■ 有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

b. 運用プロセス（ブラックロックのインデックス運用のプロセス）

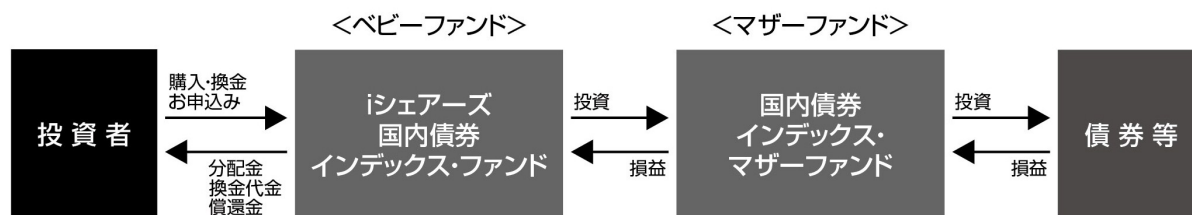
（イメージ図）



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

c. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。



※ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

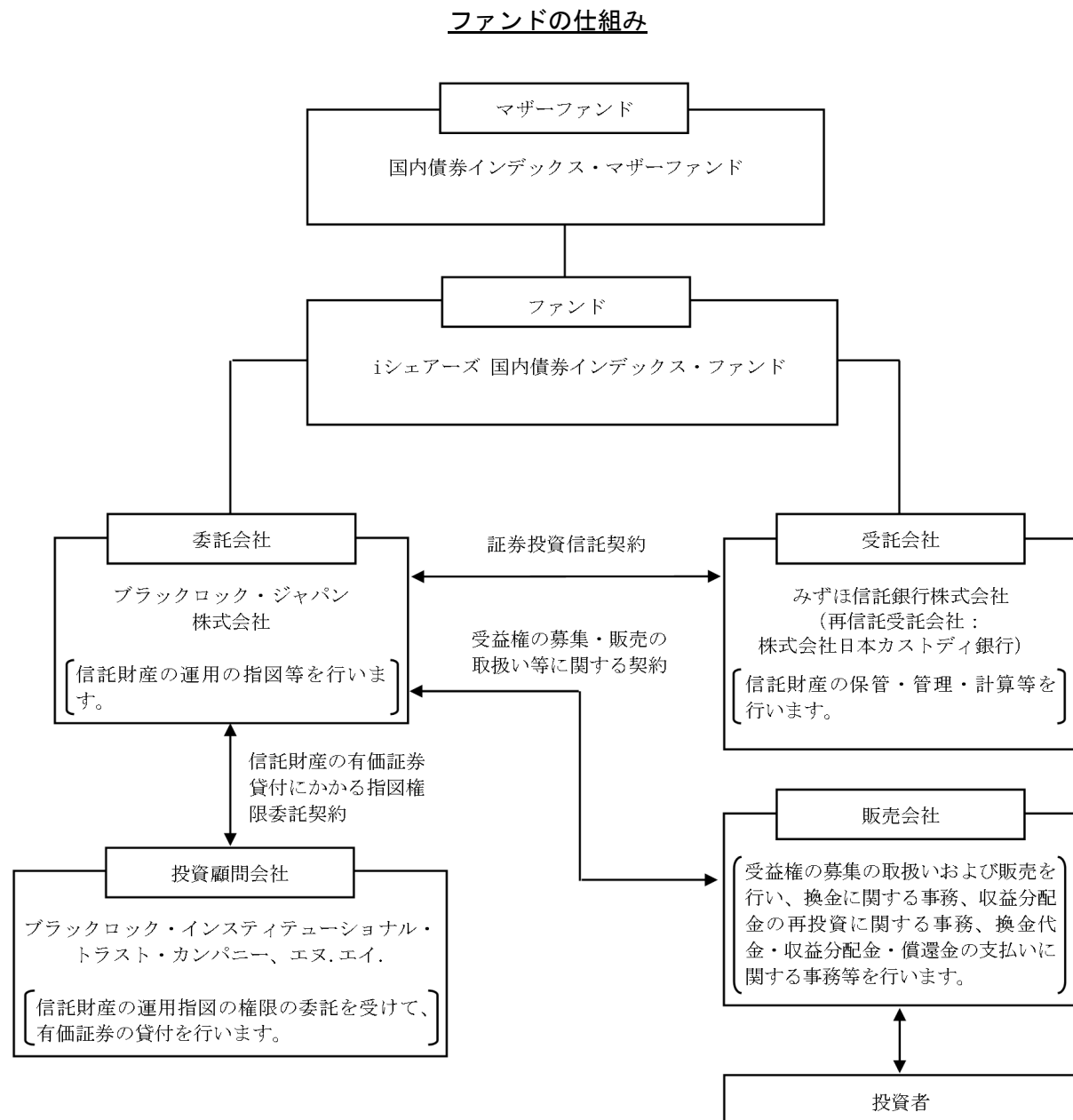
■ 「NOMURA-BPI 総合」の著作権等について

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年 9 月12日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015年11月 3 日	信託期間延長（無期限）
2017年 5 月 3 日	マザーファンド名称を「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」から「国内債券インデックス・マザーファンド」に変更
2018年 2 月 3 日	ファンド名称を「i-mizuho国内債券インデックス」から「iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」

有価証券貸付代理人への有価証券貸付にかかる指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

＜委託会社の概況＞

2025年1月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェット投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 国内債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI 総合）に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- ② 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（E T F）への投資を行う場合があります。
- ③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- ④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．
（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。また、資産状況によっては上場投資信託証券を活用することがあります。

※委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまたは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> マザーファンドの運用の基本方針

国内債券インデックス・マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

1. 基本方針

この投資信託は、円建ての債券市場を代表する指数(NOMURA-BPI総合)に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1)投資対象

円建ての債券等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案して委託会社が決定します。
- ② 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- ③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- ④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)投資制限

- ① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
- ⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。

1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- c. 金銭債権（a. およびd. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- d. 約束手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として国内債券インデックス・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するもの、および n. のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

② ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って

運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

- ③ 当ファンドの運用は、定量債券運用部（６名程度）が担当いたします。

ブラックロックの定量債券運用スタイルの特徴

・特色ある投資哲学

当運用は「投資は科学である」という運用哲学に基づき、個人の恣意性が極力排除された独自開発の計量モデル主導の運用であるため、一貫性、透明性、客観性、再現性に優れた投資判断が可能となっています。

「リターン」「リスク」「コスト」を包括的に管理する「トータル・パフォーマンス・マネジメント」を提唱し、常にリターン、リスク、コストの最適バランスを考え、投資効率を最大化することを投資の最終目的としています。

・ブラックロック独自のリサーチ

ブラックロック独自のリサーチへのこだわりは、ブラックロック定量債券運用の根幹をなすものです。ブラックロックのリサーチは、最新のＩＴを駆使して債券運用における投資判断に重要な役割を果たします。また、海外の拠点にモデルや分析ツールの開発を行う専門家を多数配しています。

・テクノロジー

統合トレード・プロセッシング・システムやリスク分析システムなど、ブラックロックでは高度なＩＴがいたるところに活用されています。ブラックロック独自のシステムは、体系的にかつ一貫性をもった形で大量の情報データを処理することが可能であり、広大な債券市場の中から投資機会を早急にかつ効率的に見つけることに役立っています。

・リスク・コントロール

ブラックロックのリスク・マネジメント・システムは、ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオのリスクを詳細に把握し、急激な市場変動時においても即座にポートフォリオを修正することを可能としています。

・取引コストの管理

ブラックロックは、トレーディング専門チームを置き、取引コストの低減にも多大な注意を払っています。

※ 運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約11.6兆米ドル*（約1,815兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。ま

た、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

＊ 2024年12月末現在。(円換算レートは1米ドル=157.160円を使用)

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

年1回の毎決算時(8月2日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

投資者が、a. (a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

① 当ファンドの約款で定める投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合*は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

* 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

d. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

e. 上場投資信託証券への投資制限

上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

f. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g. 投資する投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への投資制限

投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h. 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i. 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

j. スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が

減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- (d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l. 有価証券の貸付の指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m. 公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

n. 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

o. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

p. 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

q. デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

r. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

② 投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a. 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ベンチマークとする指数に関する留意点

a. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主としてファンドの信託報酬、ファンドの取引費用、ファンドの組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

b. 指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等に従って算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して整合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行われる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エラーのリスク）にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドにかかる費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

③ ファンド運営上のリスク

a. 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

b. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

c. ファンドの繰上償還

当ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

d. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

e. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

f. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

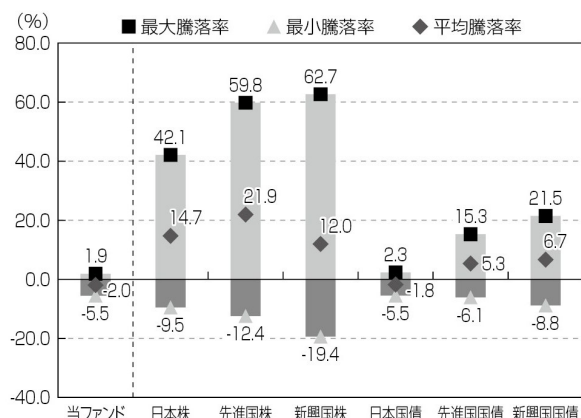
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年2月～2025年1月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

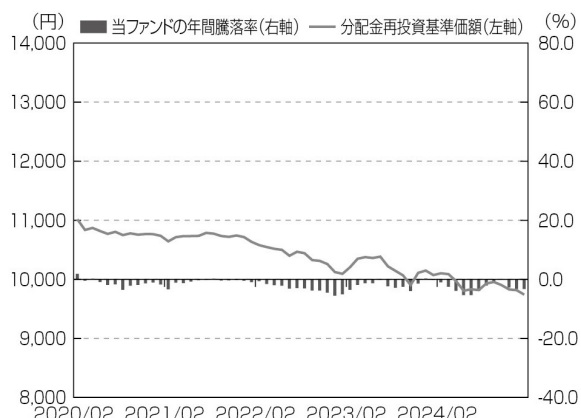
※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2020年2月～2025年1月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラック・ロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.297%（税抜0.27%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.1375% (税抜0.125%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.1375% (税抜0.125%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0220% (税抜0.020%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがあります。投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息はその都度、信託財産の管理・運営に係る諸費用（信託財産の財務諸表の監査費用等ならびに当該費用に係る消費税等相当額を含みます。）（以下「諸経費」といいます。）は、日々計上され、その都度もしくは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁することができます。

- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用*等は、その都度、信託財産中より支弁することができます。
- *海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用
- ④ 投資する上場投資信託証券等に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途当該上場投資信託証券等から支払われます。
- ⑤ 有価証券の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料に50%を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。）

② 換金時および償還時の課税について

a. 個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b. 法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

- ※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記は2025年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年8月3日から2024年8月2日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.35%	0.30%	0.06%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2025年1月末現在のものです。

「iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド」

(1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	532,284,427	100.18
内 日本	532,284,427	100.18
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△967,168	△0.18
純資産総額	531,317,259	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	521,745,175	1.0353	540,184,550	1.0202	532,284,427	100.18

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.18

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年1月末現在、同日前1年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2期(2015年8月3日)	361,707,030	(同左)	1.0340	(同左)
第3期(2016年8月2日)	532,840,938	(同左)	1.0931	(同左)
第4期(2017年8月2日)	718,605,157	(同左)	1.0658	(同左)
第5期(2018年8月2日)	990,076,994	(同左)	1.0643	(同左)
第6期(2019年8月2日)	912,444,671	(同左)	1.1005	(同左)
第7期(2020年8月3日)	1,071,741,091	(同左)	1.0789	(同左)
第8期(2021年8月2日)	1,056,503,584	(同左)	1.0785	(同左)
第9期(2022年8月2日)	673,077,332	(同左)	1.0476	(同左)
第10期(2023年8月2日)	706,048,663	(同左)	1.0190	(同左)
第11期(2024年8月2日)	484,388,309	(同左)	0.9894	(同左)
2024年1月末現在	531,544,022	—	1.0072	—
2024年2月末現在	528,173,970	—	1.0102	—
2024年3月末現在	580,774,481	—	1.0088	—
2024年4月末現在	569,085,485	—	0.9970	—
2024年5月末現在	499,814,876	—	0.9807	—
2024年6月末現在	487,039,896	—	0.9831	—
2024年7月末現在	480,366,709	—	0.9818	—
2024年8月末現在	560,732,697	—	0.9930	—
2024年9月末現在	558,386,994	—	0.9955	—
2024年10月末現在	551,297,542	—	0.9902	—
2024年11月末現在	537,526,690	—	0.9829	—
2024年12月末現在	537,847,300	—	0.9816	—
2025年1月末現在	531,317,259	—	0.9741	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第2期	—
第3期	—
第4期	—
第5期	—
第6期	—
第7期	—
第8期	—
第9期	—
第10期	—
第11期	—
2024年8月3日～2025年2月2日	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第2期	1.5
第3期	5.7
第4期	△2.5
第5期	△0.1
第6期	3.4
第7期	△2.0
第8期	△0.0
第9期	△2.9
第10期	△2.7
第11期	△2.9
2024年8月3日～2025年2月2日	△1.5

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第2期	1,261,710,954	1,158,180,459	349,815,925
第3期	947,488,702	809,824,189	487,480,438
第4期	504,931,484	318,164,383	674,247,539
第5期	589,571,905	333,548,959	930,270,485
第6期	318,985,084	420,135,977	829,119,592
第7期	471,119,195	306,898,604	993,340,183
第8期	666,674,098	680,446,036	979,568,245
第9期	902,471,014	1,239,550,010	642,489,249
第10期	492,206,487	441,787,451	692,908,285
第11期	149,286,702	352,633,274	489,561,713
2024年8月3日～ 2025年2月2日	115,033,982	59,106,558	545,489,137

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		59,288,509,130	87.58
	内 日本	59,288,509,130	87.58
地方債証券		2,738,141,962	4.04
	内 日本	2,738,141,962	4.04
特殊債券		1,958,337,856	2.89
	内 日本	1,958,337,856	2.89
社債券		3,500,968,740	5.17
	内 日本	3,500,968,740	5.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		207,788,441	0.31
純資産総額		67,693,746,129	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	1 7 0 5年国債	日本	2029/6/20	0.6	国債証券	830,000,000	100.11	830,974,700	98.84	820,380,300	1.21
2	4 6 7 2年国債	日本	2026/12/1	0.6	国債証券	760,000,000	99.94	759,612,700	99.80	758,487,600	1.12
3	4 6 4 2年国債	日本	2026/9/1	0.4	国債証券	720,000,000	99.85	718,935,600	99.57	716,911,200	1.06
4	3 7 6 10年国債	日本	2034/9/20	0.9	国債証券	710,000,000	98.59	700,030,400	97.15	689,828,900	1.02
5	3 4 8 10年国債	日本	2027/9/20	0.1	国債証券	680,000,000	98.79	671,781,800	98.36	668,868,400	0.99
6	1 5 9 5年国債	日本	2028/6/20	0.1	国債証券	640,000,000	98.29	629,099,400	97.71	625,376,000	0.92
7	1 6 3 5年国債	日本	2028/9/20	0.4	国債証券	630,000,000	99.37	626,044,500	98.53	620,783,100	0.92
8	1 7 40年国債	日本	2064/3/20	2.2	国債証券	650,000,000	94.40	613,652,650	91.26	593,242,000	0.88
9	1 5 5 5年国債	日本	2027/12/20	0.3	国債証券	550,000,000	99.01	544,594,300	98.73	543,026,000	0.80
10	3 4 7 10年国債	日本	2027/6/20	0.1	国債証券	535,000,000	98.81	528,676,150	98.55	527,253,200	0.78
11	1 5 3 5年国債	日本	2027/6/20	0.005	国債証券	530,000,000	98.86	523,982,700	98.33	521,149,000	0.77
12	1 4 4 20年国債	日本	2033/3/20	1.5	国債証券	500,000,000	104.00	520,016,000	103.36	516,840,000	0.76
13	3 3 30年国債	日本	2040/9/20	2	国債証券	487,000,000	106.48	518,598,410	104.02	506,601,750	0.75
14	1 7 4 5年国債	日本	2029/9/20	0.7	国債証券	500,000,000	99.57	497,859,000	99.13	495,665,000	0.73
15	3 4 9 10年国債	日本	2027/12/20	0.1	国債証券	498,000,000	98.62	491,140,260	98.16	488,881,620	0.72
16	3 4 6 10年国債	日本	2027/3/20	0.1	国債証券	478,000,000	98.93	472,916,600	98.73	471,948,520	0.70
17	3 6 8 10年国債	日本	2032/9/20	0.2	国債証券	500,000,000	95.35	476,775,000	93.96	469,820,000	0.69
18	1 4 8 20年国債	日本	2034/3/20	1.5	国債証券	450,000,000	105.84	476,293,500	102.93	463,194,000	0.68
19	2 7 30年国債	日本	2037/9/20	2.5	国債証券	410,000,000	114.06	467,681,700	111.74	458,146,300	0.68
20	1 2 2 20年国債	日本	2030/9/20	1.8	国債証券	430,000,000	107.39	461,801,000	104.90	451,087,200	0.67
21	1 4 5 20年国債	日本	2033/6/20	1.7	国債証券	430,000,000	107.62	462,781,000	104.84	450,820,600	0.67
22	1 4 2 20年国債	日本	2032/12/20	1.8	国債証券	424,000,000	106.47	451,437,440	105.72	448,274,000	0.66
23	1 4 6 20年国債	日本	2033/9/20	1.7	国債証券	410,000,000	107.80	442,020,900	104.76	429,552,900	0.63
24	1 1 5 20年国債	日本	2029/12/20	2.2	国債証券	400,000,000	106.95	427,833,000	106.17	424,688,000	0.63
25	3 7 30年国債	日本	2042/9/20	1.9	国債証券	420,000,000	103.20	433,458,600	101.06	424,481,400	0.63
26	4 6 6 2年国債	日本	2026/11/1	0.5	国債証券	425,000,000	99.85	424,377,400	99.66	423,572,000	0.63
27	3 7 4 10年国債	日本	2034/3/20	0.8	国債証券	430,000,000	98.76	424,678,800	96.87	416,541,000	0.62
28	1 4 9 5年国債	日本	2026/9/20	0.005	国債証券	420,000,000	99.16	416,501,400	98.92	415,501,800	0.61
29	1 6 5 5年国債	日本	2028/12/20	0.3	国債証券	420,000,000	98.97	415,690,800	97.97	411,482,400	0.61
30	1 5 8 5年国債	日本	2028/3/20	0.1	国債証券	420,000,000	98.78	414,914,000	97.95	411,415,200	0.61

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	87.58
地方債証券	4.04
特殊債券	2.89
社債券	5.17
合計	99.69

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

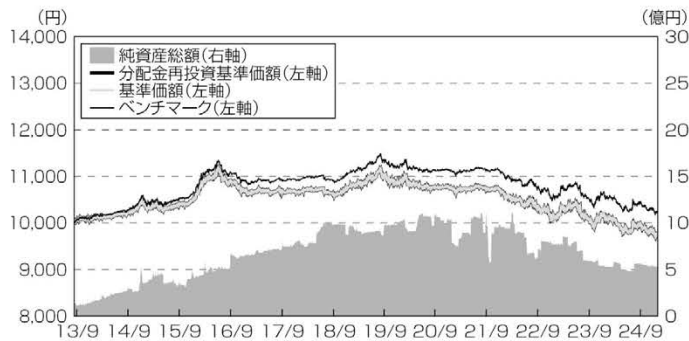
該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

2025年1月末現在

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと算出しています。
※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

設定来累計		0円
第7期	2020年8月	0円
第8期	2021年8月	0円
第9期	2022年8月	0円
第10期	2023年8月	0円
第11期	2024年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	種別	比率
1	170 5年国債	国債	1.2
2	467 2年国債	国債	1.1
3	464 2年国債	国債	1.1
4	376 10年国債	国債	1.0
5	348 10年国債	国債	1.0
6	159 5年国債	国債	0.9
7	163 5年国債	国債	0.9
8	17 40年国債	国債	0.9
9	155 5年国債	国債	0.8
10	347 10年国債	国債	0.8

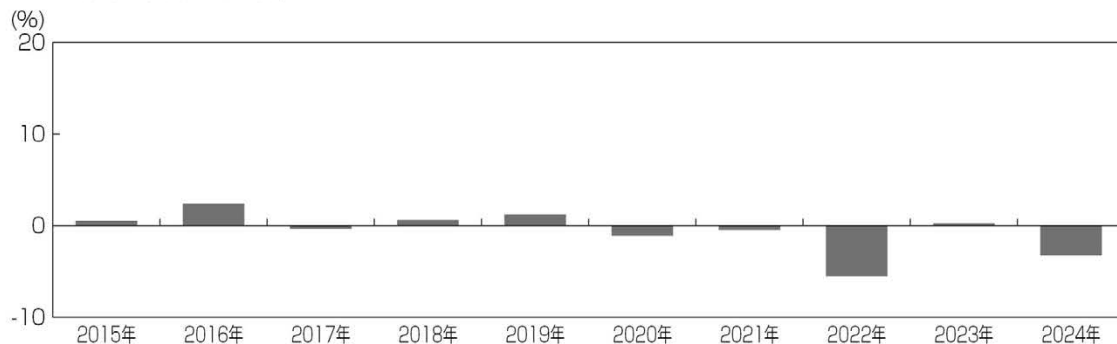
平均残存年数・修正デュレーション(年)

平均残存年数	9.78
修正デュレーション	8.60

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと算出しています。
※ 過去10年間の年間収益率の推移です。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入価額

購入受付日の基準価額とします。

(6) 購入時手数料

ありません。

(7) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(8) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を申込することができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金価額は、換金受付日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(4) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。

(5) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「i S 国内債 F」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年8月3日から翌年8月2日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. a. および b. の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. c. ～ e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ～ e. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- i. h. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更 b. 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. b. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. b. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

f. b. ～ e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. a. ～ f. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a. ～ f. の規定にしたがいます。

③ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

④ 運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続

a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからでも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b. 「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

⑥ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

<累積投資コース>

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2023年8月3日から2024年8月2日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。
- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。
なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。
- (4) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。
- (6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表を記載しております。
なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

独立監査人の監査報告書

2024年10月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ 国内債券インデックス・ファンドの2023年8月3日から2024年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンドの2024年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (2023年 8 月 2 日現在)	第11期 (2024年 8 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	707,352,361	485,318,359
未収入金	825,250	96,913
流動資産合計	708,177,611	485,415,272
資産合計	708,177,611	485,415,272
負債の部		
流動負債		
未払解約金	825,250	96,913
未払受託者報酬	84,616	57,370
未払委託者報酬	1,058,116	717,580
その他未払費用	160,966	155,100
流動負債合計	2,128,948	1,026,963
負債合計	2,128,948	1,026,963
純資産の部		
元本等		
元本	692,908,285	489,561,713
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,140,378	△5,173,404
（分配準備積立金）	4,665,120	4,968,945
元本等合計	706,048,663	484,388,309
純資産合計	706,048,663	484,388,309
負債純資産合計	708,177,611	485,415,272

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 (自 2022年8月3日 至 2023年8月2日)	第11期 (自 2023年8月3日 至 2024年8月2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△15,594,832	△15,054,600
営業収益合計	△15,594,832	△15,054,600
営業費用		
受託者報酬	165,901	121,907
委託者報酬	2,074,764	1,524,887
その他費用	316,992	316,066
営業費用合計	2,557,657	1,962,860
営業利益又は営業損失 (△)	△18,152,489	△17,017,460
経常利益又は経常損失 (△)	△18,152,489	△17,017,460
当期純利益又は当期純損失 (△)	△18,152,489	△17,017,460
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△3,663,856	△4,115,078
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	30,588,083	13,140,378
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,727,212	895,955
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,727,212	895,955
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,686,284	6,307,355
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,686,284	6,307,355
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	13,140,378	△5,173,404

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10期 (2023年8月2日現在)	第11期 (2024年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における 受益権総数	692,908,285口	489,561,713口
2 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	—	元本の欠損 5,173,404円
3 1口当たり純資産額	1.0190円	0.9894円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第10期 (自 2022年8月3日 至 2023年8月2日)	第11期 (自 2023年8月3日 至 2024年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(2,702,056円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(45,849,704円)、分配準備積立金(1,963,064円)により、分配対象収益は50,514,824円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(2,452,378円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(33,286,170円)、分配準備積立金(2,516,567円)により、分配対象収益は38,255,115円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第10期 (2023年8月2日現在)	第11期 (2024年8月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によってした場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第10期 (2023年8月2日現在)	第11期 (2024年8月2日現在)
期首元本額	642,489,249円	692,908,285円
期中追加設定元本額	492,206,487円	149,286,702円
期中一部解約元本額	441,787,451円	352,633,274円

2 有価証券関係

第10期 (2023年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△12,626,863
合計	△12,626,863

第11期 (2024年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△11,387,171
合計	△11,387,171

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内債券インデックス・マザーファンド	469,178,615	485,318,359	
親投資信託受益証券	合計		485,318,359	
合計			485,318,359	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「国内債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2024年8月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2024年8月2日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	17,192,066
国債証券	37,304,839,110
地方債証券	1,798,577,836
特殊債券	1,525,744,819
社債券	2,680,828,700
未収利息	92,309,250
前払費用	10,819,763
流動資産合計	43,430,311,544
資産合計	43,430,311,544
負債の部	
流動負債	
未払解約金	101,299
流動負債合計	101,299
負債合計	101,299
純資産の部	
元本等	
元本	41,987,918,233
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,442,292,012
元本等合計	43,430,210,245
純資産合計	43,430,210,245
負債純資産合計	43,430,311,544

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	41,987,918,233口
2 1口当たり純資産額	1.0344円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

(2024年8月2日現在)

1 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 時価の算定方法

(1) 有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

4 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2024年8月2日現在)	
同計算期間の期首元本額	43,056,027,654円
同計算期間中の追加設定元本額	25,834,499,701円
同計算期間中の一部解約元本額	26,902,609,122円
同計算期間末日の元本額※	41,987,918,233円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	469,178,615円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	6,243,063,916円
国内債券インデックス・ファンドV A（適格機関投資家限定）	4,973,639円
ブラックロック世界分散投資ファンド	141,357,719円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	2,684,764,215円
ブラックロックLifePathファンド2055	805,183,702円
ブラックロックLifePathファンド2045	1,768,393,276円
ブラックロックLifePathファンド2035	4,986,723,467円
GTAAセレクト・ベガ（適格機関投資家限定）	1,422,537,972円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03（適格機関投資家限定）	1,205,368,078円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06（適格機関投資家限定）	1,585,054,347円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	2,262,856,128円
ブラックロックLifePathファンド2030	5,327,927,791円
ブラックロックLifePathファンド2040	3,040,452,102円
ブラックロックLifePathファンド2050	870,970,604円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	5,872,428,611円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,889,004,898円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	807,661,302円
ブラックロックLifePathファンド2060	234,977,498円
ブラックロックLifePathファンド2065	365,040,353円
合計	41,987,918,233円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2024年8月2日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	△932,548,650
地方債証券	△15,552,949
特殊債券	△24,200,784
社債券	△14,680,700
合計	△986,983,083

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
国債証券	4 5 4 2年国債	110,000,000	109,754,700	
	4 5 5 2年国債	175,000,000	174,329,750	
	4 5 6 2年国債	285,000,000	284,159,250	
	4 5 7 2年国債	370,000,000	368,760,500	
	4 5 8 2年国債	220,000,000	219,518,200	
	4 5 9 2年国債	290,000,000	289,260,500	
	4 6 0 2年国債	460,000,000	459,443,400	
	4 6 1 2年国債	120,000,000	120,043,200	
	4 6 2 2年国債	50,000,000	50,004,500	
	1 4 6 5年国債	230,000,000	229,369,800	
	1 4 7 5年国債	220,000,000	218,809,800	
	1 4 8 5年国債	380,000,000	377,275,400	
	1 4 9 5年国債	420,000,000	416,501,400	
	1 5 0 5年国債	310,000,000	307,045,700	
	1 5 1 5年国債	300,000,000	296,769,000	
	1 5 2 5年国債	300,000,000	297,510,000	
	1 5 3 5年国債	330,000,000	325,970,700	
	1 5 4 5年国債	260,000,000	257,194,600	
	1 5 5 5年国債	160,000,000	159,121,600	
	1 5 6 5年国債	70,000,000	69,383,300	
	1 5 7 5年国債	400,000,000	395,940,000	
	1 5 8 5年国債	300,000,000	295,887,000	
	1 5 9 5年国債	140,000,000	137,845,400	
	1 6 0 5年国債	170,000,000	168,029,700	
	1 6 1 5年国債	300,000,000	297,663,000	
	1 6 2 5年国債	80,000,000	79,288,800	
	1 6 3 5年国債	230,000,000	228,884,500	
	1 6 4 5年国債	235,000,000	231,583,100	
	1 6 5 5年国債	420,000,000	415,690,800	
	1 6 7 5年国債	240,000,000	238,322,400	
	1 6 8 5年国債	330,000,000	330,742,500	
	1 4 0年国債	17,000,000	18,582,700	
	2 4 0年国債	100,000,000	104,856,000	
	3 4 0年国債	50,000,000	52,091,000	
	4 4 0年国債	61,000,000	63,174,040	
	5 4 0年国債	148,000,000	146,178,120	
	6 4 0年国債	75,000,000	72,124,500	
	7 4 0年国債	60,000,000	54,766,800	
	8 4 0年国債	101,000,000	84,972,310	
	9 4 0年国債	152,000,000	92,051,200	
	1 0 4 0年国債	58,000,000	41,325,580	
	1 1 4 0年国債	112,000,000	76,106,240	
	1 2 4 0年国債	62,000,000	36,963,160	
	1 3 4 0年国債	118,000,000	68,982,800	
	1 4 4 0年国債	155,000,000	96,582,050	
	1 5 4 0年国債	210,000,000	144,448,500	
	1 6 4 0年国債	327,000,000	246,263,700	
	1 7 4 0年国債	110,000,000	107,385,300	
	3 4 1 1 0年国債	340,000,000	340,000,000	
	3 4 2 1 0年国債	385,000,000	383,506,200	
	3 4 3 1 0年国債	200,000,000	198,920,000	

3 4 4	1 0 年国債	220,000,000	218,607,400	
3 4 5	1 0 年国債	165,000,000	163,795,500	
3 4 6	1 0 年国債	178,000,000	176,522,600	
3 4 7	1 0 年国債	235,000,000	232,765,150	
3 4 8	1 0 年国債	180,000,000	178,057,800	
3 4 9	1 0 年国債	198,000,000	195,598,260	
3 5 0	1 0 年国債	245,000,000	241,641,050	
3 5 1	1 0 年国債	153,000,000	150,645,330	
3 5 2	1 0 年国債	230,000,000	226,142,900	
3 5 3	1 0 年国債	350,000,000	343,490,000	
3 5 4	1 0 年国債	285,000,000	279,154,650	
3 5 5	1 0 年国債	275,000,000	268,804,250	
3 5 6	1 0 年国債	383,000,000	373,754,380	
3 5 7	1 0 年国債	319,000,000	310,772,990	
3 5 8	1 0 年国債	172,000,000	167,276,880	
3 5 9	1 0 年国債	252,000,000	244,641,600	
3 6 0	1 0 年国債	306,000,000	296,431,380	
3 6 1	1 0 年国債	355,000,000	343,150,100	
3 6 2	1 0 年国債	400,000,000	385,664,000	
3 6 3	1 0 年国債	310,000,000	298,092,900	
3 6 4	1 0 年国債	264,000,000	253,160,160	
3 6 5	1 0 年国債	383,000,000	366,109,700	
3 6 6	1 0 年国債	345,000,000	331,200,000	
3 6 7	1 0 年国債	300,000,000	287,091,000	
3 6 8	1 0 年国債	350,000,000	333,847,500	
3 7 0	1 0 年国債	368,000,000	357,795,360	
3 7 1	1 0 年国債	430,000,000	413,178,400	
3 7 2	1 0 年国債	185,000,000	183,671,700	
3 7 3	1 0 年国債	305,000,000	296,575,900	
3 7 4	1 0 年国債	510,000,000	503,696,400	
3 7 5	1 0 年国債	40,000,000	40,523,200	
6	3 0 年国債	80,000,000	89,623,200	
1 2	3 0 年国債	100,000,000	110,633,000	
1 4	3 0 年国債	100,000,000	113,483,000	
1 5	3 0 年国債	80,000,000	91,565,600	
1 6	3 0 年国債	100,000,000	114,529,000	
1 7	3 0 年国債	100,000,000	113,640,000	
1 8	3 0 年国債	150,000,000	169,048,500	
1 9	3 0 年国債	150,000,000	169,041,000	
2 0	3 0 年国債	110,000,000	126,266,800	
2 1	3 0 年国債	111,000,000	125,099,220	
2 2	3 0 年国債	200,000,000	229,680,000	
2 3	3 0 年国債	50,000,000	57,442,000	
2 4	3 0 年国債	97,000,000	111,469,490	
2 5	3 0 年国債	190,000,000	213,902,000	
2 6	3 0 年国債	165,000,000	187,732,050	
2 7	3 0 年国債	260,000,000	298,667,200	
2 8	3 0 年国債	190,000,000	218,152,300	
2 9	3 0 年国債	264,000,000	299,550,240	
3 0	3 0 年国債	240,000,000	268,497,600	
3 1	3 0 年国債	187,000,000	206,188,070	
3 2	3 0 年国債	283,000,000	315,445,950	
3 3	3 0 年国債	252,000,000	269,408,160	
3 4	3 0 年国債	300,000,000	328,374,000	
3 5	3 0 年国債	210,000,000	222,938,100	
3 6	3 0 年国債	295,000,000	312,292,900	
3 7	3 0 年国債	300,000,000	311,769,000	
3 8	3 0 年国債	175,000,000	178,484,250	
3 9	3 0 年国債	171,000,000	176,769,540	

4 0	3 0 年国債	138,000,000	140,092,080
4 1	3 0 年国債	129,000,000	128,530,440
4 2	3 0 年国債	101,000,000	100,481,870
4 3	3 0 年国債	105,000,000	104,301,750
4 4	3 0 年国債	125,000,000	123,885,000
4 5	3 0 年国債	154,000,000	147,002,240
4 6	3 0 年国債	90,000,000	85,680,900
4 7	3 0 年国債	107,000,000	103,439,040
4 8	3 0 年国債	195,000,000	181,119,900
4 9	3 0 年国債	104,000,000	96,314,400
5 0	3 0 年国債	149,000,000	121,734,490
5 1	3 0 年国債	84,000,000	60,789,960
5 2	3 0 年国債	41,000,000	30,972,630
5 3	3 0 年国債	161,000,000	123,953,900
5 4	3 0 年国債	149,000,000	119,660,410
5 5	3 0 年国債	22,000,000	17,594,280
5 6	3 0 年国債	53,000,000	42,208,670
5 7	3 0 年国債	45,000,000	35,687,700
5 8	3 0 年国債	230,000,000	181,640,200
5 9	3 0 年国債	95,000,000	72,865,000
6 0	3 0 年国債	221,000,000	177,255,260
6 1	3 0 年国債	130,000,000	98,745,400
6 2	3 0 年国債	62,000,000	44,456,480
6 3	3 0 年国債	39,000,000	27,040,260
6 4	3 0 年国債	73,000,000	50,312,330
6 5	3 0 年国債	77,000,000	52,795,820
6 6	3 0 年国債	67,000,000	45,667,200
6 7	3 0 年国債	100,000,000	71,841,000
6 8	3 0 年国債	73,000,000	52,151,200
6 9	3 0 年国債	55,000,000	40,223,150
7 0	3 0 年国債	22,000,000	16,015,780
7 1	3 0 年国債	76,000,000	55,071,880
7 2	3 0 年国債	103,000,000	74,291,840
7 3	3 0 年国債	88,000,000	63,179,600
7 4	3 0 年国債	55,000,000	42,777,900
7 5	3 0 年国債	115,000,000	96,449,350
7 6	3 0 年国債	39,000,000	33,462,390
7 7	3 0 年国債	110,000,000	98,901,000
7 8	3 0 年国債	96,000,000	82,007,040
7 9	3 0 年国債	115,000,000	93,049,950
8 0	3 0 年国債	295,000,000	276,754,250
8 1	3 0 年国債	345,000,000	307,788,300
8 2	3 0 年国債	241,000,000	225,325,360
8 8	2 0 年国債	4,000,000	4,142,480
9 1	2 0 年国債	15,000,000	15,602,400
9 2	2 0 年国債	100,000,000	104,000,000
9 5	2 0 年国債	100,000,000	105,323,000
9 7	2 0 年国債	10,000,000	10,542,700
9 8	2 0 年国債	100,000,000	105,118,000
9 9	2 0 年国債	50,000,000	52,734,000
1 0 6	2 0 年国債	45,000,000	48,082,500
1 0 9	2 0 年国債	110,000,000	116,745,200
1 1 1	2 0 年国債	85,000,000	91,635,100
1 1 3	2 0 年国債	10,000,000	10,767,300
1 1 4	2 0 年国債	91,000,000	98,260,890
1 1 5	2 0 年国債	100,000,000	108,501,000
1 1 6	2 0 年国債	3,000,000	3,265,470
1 1 7	2 0 年国債	100,000,000	108,304,000
1 1 8	2 0 年国債	103,000,000	111,276,050

1 1 9	2 0 年国債	180,000,000	192,364,200	
1 2 1	2 0 年国債	100,000,000	107,681,000	
1 2 2	2 0 年国債	130,000,000	139,217,000	
1 2 3	2 0 年国債	133,000,000	145,160,190	
1 2 4	2 0 年国債	150,000,000	162,793,500	
1 2 5	2 0 年国債	80,000,000	88,012,000	
1 2 6	2 0 年国債	90,000,000	97,837,200	
1 2 7	2 0 年国債	120,000,000	129,687,600	
1 2 8	2 0 年国債	100,000,000	108,224,000	
1 2 9	2 0 年国債	130,000,000	139,835,800	
1 3 0	2 0 年国債	84,000,000	90,455,400	
1 3 1	2 0 年国債	155,000,000	165,857,750	
1 3 2	2 0 年国債	40,000,000	42,835,200	
1 3 3	2 0 年国債	160,000,000	172,464,000	
1 3 4	2 0 年国債	126,000,000	135,880,920	
1 3 5	2 0 年国債	150,000,000	160,678,500	
1 3 7	2 0 年国債	130,000,000	139,284,600	
1 3 8	2 0 年国債	135,000,000	142,580,250	
1 3 9	2 0 年国債	100,000,000	106,398,000	
1 4 0	2 0 年国債	175,000,000	187,589,500	
1 4 1	2 0 年国債	287,000,000	307,635,300	
1 4 2	2 0 年国債	104,000,000	112,295,040	
1 4 3	2 0 年国債	160,000,000	170,185,600	
1 4 4	2 0 年国債	100,000,000	105,560,000	
1 4 5	2 0 年国債	230,000,000	246,537,000	
1 4 6	2 0 年国債	130,000,000	139,298,900	
1 4 7	2 0 年国債	200,000,000	212,470,000	
1 4 8	2 0 年国債	150,000,000	157,828,500	
1 4 9	2 0 年国債	65,000,000	68,288,350	
1 5 0	2 0 年国債	111,000,000	115,400,040	
1 5 1	2 0 年国債	95,000,000	96,740,400	
1 5 2	2 0 年国債	72,000,000	73,171,440	
1 5 3	2 0 年国債	140,000,000	143,414,600	
1 5 4	2 0 年国債	110,000,000	111,310,100	
1 5 5	2 0 年国債	160,000,000	158,142,400	
1 5 6	2 0 年国債	76,000,000	69,941,280	
1 5 7	2 0 年国債	135,000,000	120,718,350	
1 5 8	2 0 年国債	105,000,000	96,962,250	
1 5 9	2 0 年国債	62,000,000	57,711,460	
1 6 0	2 0 年国債	170,000,000	159,631,700	
1 6 1	2 0 年国債	100,000,000	92,331,000	
1 6 2	2 0 年国債	80,000,000	73,555,200	
1 6 3	2 0 年国債	50,000,000	45,777,000	
1 6 4	2 0 年国債	115,000,000	103,395,350	
1 6 5	2 0 年国債	190,000,000	170,034,800	
1 6 6	2 0 年国債	172,000,000	157,613,920	
1 6 7	2 0 年国債	85,000,000	75,304,050	
1 6 8	2 0 年国債	60,000,000	52,085,400	
1 6 9	2 0 年国債	68,000,000	57,795,240	
1 7 0	2 0 年国債	20,000,000	16,905,600	
1 7 1	2 0 年国債	70,000,000	58,843,400	
1 7 2	2 0 年国債	20,000,000	17,000,400	
1 7 3	2 0 年国債	223,000,000	188,526,430	
1 7 4	2 0 年国債	179,000,000	150,499,620	
1 7 5	2 0 年国債	38,000,000	32,324,320	
1 7 6	2 0 年国債	140,000,000	118,456,800	
1 7 7	2 0 年国債	30,000,000	24,804,600	
1 7 8	2 0 年国債	90,000,000	75,374,100	
1 7 9	2 0 年国債	109,000,000	90,785,010	

	1 8 0	2 0 年国債	90,000,000	78,749,100	
	1 8 1	2 0 年国債	165,000,000	146,302,200	
	1 8 2	2 0 年国債	54,000,000	49,373,280	
	1 8 3	2 0 年国債	172,000,000	164,889,520	
	1 8 4	2 0 年国債	30,000,000	27,242,100	
	1 8 5	2 0 年国債	120,000,000	108,548,400	
	1 8 6	2 0 年国債	30,000,000	28,987,500	
	1 8 7	2 0 年国債	160,000,000	148,934,400	
	1 8 8	2 0 年国債	120,000,000	117,370,800	
	1 8 9	2 0 年国債	45,000,000	46,199,250	
国債証券 合計				37,304,839,110	
地方債証券	7 7 4	東京都公債	10,000,000	9,886,960	
	8 1 7	東京都公債	50,000,000	47,682,850	
	1 6	東京都 2 0 年	100,000,000	106,167,500	
	2 - 3	北海道公債	44,000,000	42,652,940	
	2 2 5	神奈川県公債	70,000,000	69,631,940	
	4 6 3	大阪府公債	30,000,000	28,840,110	
	4 7 3	大阪府公債	30,000,000	28,635,270	
	2 8 - 7	京都府公債	100,000,000	99,207,200	
	2 - 1 3	京都府 5 年	30,000,000	29,817,300	
	9	兵庫県公債 2 0 年	100,000,000	108,342,600	
	5 - 4	静岡県 5 年	100,000,000	98,973,600	
	2 6 - 1 1	愛知県 1 5 年	100,000,000	101,621,100	
	2 6 - 8	埼玉県公債	100,000,000	100,025,600	
	2 6 - 1	福岡県 1 5 年	100,000,000	101,451,900	
	4 - 4	長野県公債	100,000,000	96,682,400	
	1 4 9	共同発行地方	100,000,000	100,185,300	
	1 8 1	共同発行地方	100,000,000	98,619,200	
	2 3 5	共同発行地方	100,000,000	96,728,200	
	2 8 - 1	熊本市公債	100,000,000	99,112,100	
	3 - 1	京都市 5 年	36,800,000	36,472,296	
	3 0 - 5	横浜市公債	100,000,000	98,669,900	
	2 - 1	北九州市 5 年	30,000,000	29,894,760	
	2 7 - 5	福岡市公債	100,000,000	100,179,800	
	4 - 1	広島市 5 年	30,000,000	29,625,720	
	4 - 3	広島市 5 年	30,000,000	29,643,540	
	3 0 - 1	三重県公債	10,000,000	9,827,750	
地方債証券 合計				1,798,577,836	
特殊債券	7 6	政保政策投資 C	100,000,000	98,035,600	
	2 2 5	政保道路機構	100,000,000	100,019,300	
	2 2 9	政保道路機構	20,000,000	20,015,860	
	2 7 6	政保道路機構	100,000,000	99,262,400	
	4 2	道路債券	50,000,000	50,576,450	
	F 1 4 3	地方公共団体	100,000,000	102,292,600	
	9 6	地方公共団体	30,000,000	29,683,800	
	1 0 5	政保地方公共	100,000,000	98,829,100	
	2 8	地方公共団 5 年	100,000,000	99,470,200	
	1 3	公営企業 2 0 年	150,000,000	152,288,550	
	1 3 5	住宅機構 R M B S	71,280,000	66,411,576	
	1 6 3	住宅機構 R M B S	84,162,000	77,370,126	
	1 6 8	住宅機構 R M B S	84,587,000	77,989,214	
	1 7 0	住宅機構 R M B S	86,090,000	79,159,755	
	1 8 2	住宅機構 R M B S	90,828,000	84,860,600	
	1 9 0	住宅機構 R M B S	93,061,000	91,823,288	
	4 0 1	信金中金	100,000,000	98,967,900	
	1 1 2	鉄道建設・運	100,000,000	98,688,500	
特殊債券 合計				1,525,744,819	
社債券	2 5	B P C E S. A.	100,000,000	98,359,700	
	1 1 4	東日本高速道	100,000,000	100,009,500	

1 0 1	中日本高速道	100,000,000	99,041,600	
2 9	西日本高速道	100,000,000	99,747,600	
2 1	積水ハウス	100,000,000	99,257,300	
2 5	ニチレイ	100,000,000	98,429,300	
4 3	東洋紡	100,000,000	97,105,500	
1 8	野村不動産HD	100,000,000	99,459,600	
1 5	セブンアンドアイ	100,000,000	98,426,300	
1	日本酸素HD	100,000,000	98,719,900	
1 7	オリエンタルランド	100,000,000	98,452,300	
1 7	小松製作所	100,000,000	99,713,500	
1 4	クボタ	100,000,000	98,897,100	
6	TDK	100,000,000	98,553,600	
7 3	三井物産	100,000,000	97,216,100	
1 9	三井住友TB	100,000,000	99,197,200	
3 0	三井住友TB	100,000,000	101,977,600	
3 0	NTTファイナンス	100,000,000	99,143,900	
3 4	東京センチュリー	100,000,000	97,400,200	
7 5	ホンダファイナンス	100,000,000	98,938,900	
1 4 0	三菱地所	100,000,000	96,284,700	
4 1	京王電鉄	100,000,000	97,058,400	
1 3	西日本旅客鉄	100,000,000	104,272,200	
3 2	KDDI	100,000,000	99,804,500	
4 0 0	中国電力	10,000,000	9,881,600	
3 5	沖縄電力	100,000,000	100,079,100	
6 5	東京瓦斯	100,000,000	96,042,500	
2 1	西部ガスHD	100,000,000	99,359,000	
社債券 合計			2,680,828,700	
合計			43,309,990,465	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ 国内債券インデックス・ファンドの2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンドの2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表】

【iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	51,520
親投資信託受益証券	532,284,427
未収入金	199,871
流動資産合計	532,535,818
資産合計	532,535,818
負債の部	
流動負債	
未払解約金	210,471
未払受託者報酬	60,201
未払委託者報酬	752,905
その他未払費用	164,496
流動負債合計	1,188,073
負債合計	1,188,073
純資産の部	
元本等	
元本	545,489,137
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△14,141,392
(分配準備積立金)	4,462,577
元本等合計	531,347,745
純資産合計	531,347,745
負債純資産合計	532,535,818

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

当中間計算期間 (自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日)	
営業収益	
有価証券売買等損益	△8,137,204
営業収益合計	△8,137,204
営業費用	
受託者報酬	60,201
委託者報酬	752,905
その他費用	164,496
営業費用合計	977,602
営業利益又は営業損失 (△)	△9,114,806
経常利益又は経常損失 (△)	△9,114,806
中間純利益又は中間純損失 (△)	△9,114,806
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△297,362
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△5,173,404
剰余金増加額又は欠損金減少額	557,197
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	557,197
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	707,741
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	707,741
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△14,141,392

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1	当該中間計算期間の末日における 受益権総数	545,489,137口
2	投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 14,141,392円
3	1口当たり純資産額	0.9741円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)	
1	中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

II 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
期首元本額	489,561,713円
期中追加設定元本額	115,033,982円
期中一部解約元本額	59,106,558円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「国内債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年2月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2025年2月2日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	74,231,815
国債証券	59,288,509,130
地方債証券	2,738,141,962
特殊債券	1,958,337,856
社債券	3,500,968,740
未収入金	179,290,300
未収利息	146,863,742
前払費用	41,354,678
流動資産合計	67,927,698,223
資産合計	67,927,698,223
負債の部	
流動負債	
未払金	229,876,700
未払解約金	266,742
流動負債合計	230,143,442
負債合計	230,143,442
純資産の部	
元本等	
元本	66,351,445,877
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,346,108,904
元本等合計	67,697,554,781
純資産合計	67,697,554,781
負債純資産合計	67,927,698,223

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	66,351,445,877口
2 1口当たり純資産額	1.0203円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の時価等に関する事項

(2025年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

II 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2025年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	41,987,918,233円
同中間計算期間中の追加設定元本額	24,934,413,631円
同中間計算期間中の一部解約元本額	570,885,987円
同中間計算期間末日の元本額※	66,351,445,877円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	521,745,175円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	6,238,882,184円
国内債券インデックス・ファンドV A（適格機関投資家専用）	8,803,050円
ブラックロック世界分散投資ファンド	3,277,232,668円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	5,404,580,416円
ブラックロックLifePathファンド2055	967,543,844円
ブラックロックLifePathファンド2045	2,037,278,207円
ブラックロックLifePathファンド2035	5,479,286,783円
GTAAセレクト・ベガ（適格機関投資家限定）	1,408,135,667円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03（適格機関投資家限定）	1,231,765,365円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06（適格機関投資家限定）	1,619,732,415円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	10,508,029,833円
ブラックロックLifePathファンド2030	5,787,373,265円
ブラックロックLifePathファンド2040	3,435,625,240円
ブラックロックLifePathファンド2050	1,127,251,779円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	12,992,932,895円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,870,925,673円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	1,654,484,633円
ブラックロックLifePathファンド2060	321,392,983円
ブラックロックLifePathファンド2065	458,200,565円
ブラックロックLifePathファンド2070	243,237円
合計	66,351,445,877円

- 2 有価証券関係
該当事項はありません。
- 3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2025年1月末現在)

「i シェアーズ 国内債券インデックス・ファンド」

I 資産総額	532,484,298円
II 負債総額	1,167,039円
III 純資産総額(I－II)	531,317,259円
IV 発行済数量	545,447,128口
V 1単位当たり純資産額(III／IV)	0.9741円

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	67,923,889,571円
II 負債総額	230,143,442円
III 純資産総額(I－II)	67,693,746,129円
IV 発行済数量	66,351,445,877口
V 1単位当たり純資産額(III／IV)	1.0202円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

①資本金 3,120百万円

②発行する株式の総数 36,000株

③発行済株式の総数 15,000株

④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

②運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	198	13,351,140
単位型株式投資信託	72	495,016
合計	270	13,846,156

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若 林 亜 希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,222	18,849
立替金		42	40
前払費用		153	163
未収入金	※ 2	2	0
未収委託者報酬		2,178	2,623
未収運用受託報酬		2,712	3,431
未収収益	※ 2	1,839	1,933
為替予約		1	-
その他流動資産		-	-
流動資産計		26,153	27,042
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	500	408
器具備品	※ 1	432	334
有形固定資産計		932	742
無形固定資産			
ソフトウェア		12	7
無形固定資産計		12	7
投資その他の資産			
投資有価証券		22	32
長期差入保証金		812	820
前払年金費用		1,142	1,241
長期前払費用		6	3
繰延税金資産		732	955
投資その他の資産計		2,717	3,054
固定資産計		3,662	3,805
資産合計		29,815	30,847

(単位：百万円)

	第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	144	85
未払金 ※ 2		
未払収益分配金	5	5
未払償還金	70	70
未払手数料	432	530
その他未払金	69	62
未払費用 ※ 2	945	1,243
未払消費税等	192	424
未払法人税等	1,472	2,223
為替予約	-	3
前受金	254	162
賞与引当金	1,902	2,330
役員賞与引当金	146	147
早期退職慰労引当金	176	129
流動負債計	5,814	7,420
固定負債		
退職給付引当金	101	103
資産除去債務	963	964
固定負債計	1,064	1,068
負債合計	6,879	8,488
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,632	12,054
利益剰余金合計	12,968	12,391
株主資本合計	22,936	22,359
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等合計	△0	△0
純資産合計	22,936	22,359
負債・純資産合計	29,815	30,847

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,885	8,337
運用受託報酬	※ 1	8,621	10,459
その他営業収益	※ 1	18,148	19,213
営業収益計		33,655	38,009
営業費用			
支払手数料		1,597	1,990
広告宣伝費		152	259
調査費			
調査費		357	352
委託調査費	※ 1	4,651	5,494
調査費計		5,009	5,846
委託計算費		117	92
営業雑経費			
通信費		88	119
印刷費		87	81
諸会費		44	39
営業雑経費計		220	240
営業費用計		7,097	8,430
一般管理費			
給料			
役員報酬		694	425
給料・手当		5,875	5,749
賞与		2,563	2,880
給料計		9,133	9,055
退職給付費用		489	430
福利厚生費		1,185	1,151
事務委託費	※ 1	4,562	6,695
交際費		69	52
旅費交通費		193	223
租税公課		294	317
不動産賃借料		904	814
水道光熱費		82	70
固定資産減価償却費		473	298
資産除去債務利息費用		2	1
事務過誤取引損		3	0
諸経費		484	459
一般管理費計		17,878	19,571
営業利益		8,678	10,007

(単位：百万円)

	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業外収益		
受取利息	-	3
有価証券売却益	-	6
為替差益	-	153
その他	0	1
営業外収益計	0	164
営業外費用		
支払手数料	-	1
有価証券売却損	0	-
為替差損	16	-
固定資産除却損	4	0
その他	0	0
営業外費用計	23	2
経常利益	8,656	10,169
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	203	128
特別損失計	203	128
税引前当期純利益	8,453	10,041
法人税、住民税及び事業税	2,633	3,441
法人税等調整額	163	△223
当期純利益	5,656	6,822

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2023年1月1日残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	10, 276	10, 612	20, 580	△3	△3	20, 576
当期変動額											
剰余金の配当						△3, 300	△3, 300	△3, 300			△3, 300
当期純利益						5, 656	5, 656	5, 656			5, 656
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2, 356	2, 356	2, 356	3	3	2, 359
2023年12月31日残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	12, 632	12, 968	22, 936	△0	△0	22, 936

第38期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						△7,400	△7,400	△7,400			△7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△577	△577	△577	△0	△0	△577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359

注 記 事 項

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物附属設備	2,737 百万円	2,852 百万円
器具備品	1,482 百万円	1,455 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
未収収益	302 百万円	189 百万円
その他未払金	53 百万円	54 百万円
未払費用	52 百万円	27 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
運用受託報酬	282 百万円	284 百万円
その他営業収益	6,983 百万円	6,381 百万円
委託調査費	1,196 百万円	1,222 百万円
事務委託費	1,619 百万円	2,430 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1年以内	522 百万円	737 百万円
1年超	1,413 百万円	676 百万円
合計	1,936 百万円	1,413 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2023年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	△21

当事業年度 (2024年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	△27

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	19,222	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,178	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,712	—	—	—
(4) 未収収益	1,839	—	—	—
合計	25,953	—	—	—

当事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,849	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,623	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	3,431	—	—	—
(4) 未収収益	1,933	—	—	—
合計	26,837	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	△427
年金資産の期末残高	3,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	△3,500
	△767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	△666
未認識数理計算上の差異	△401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	△1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	△97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	△390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	△390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	△3,661
	△862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	△759
未認識数理計算上の差異	△400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	△1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	△147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	192	286
賞与引当金	582	713
資産除去債務	295	295
未払事業税	89	122
早期退職慰労引当金	54	39
退職給付引当金	30	31
その他	0	0
繰延税金資産合計	1,244	1,489
繰延税金負債		
前払年金費用	△349	△380
資産除去債務に対応する除去費用	△44	△35
その他	△117	△117
繰延税金負債合計	△512	△533
繰延税金資産の純額	732	955

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	732	955

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.3
その他	△0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	32.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
期首残高	961	963
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	2	1
期末残高	963	964

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	6,885 百万円	8,337 百万円
運用受託報酬	8,526 百万円	10,000 百万円
成功報酬 (注)	95 百万円	458 百万円
その他営業収益	18,148 百万円	19,213 百万円
合計	33,655 百万円	38,009 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	284	未収収益	189
							受入手数料	6,381		
							委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ブラックロック・ファイナンス・インク（非上場）
ブラックロック・ホールドコ・2・インク（非上場）
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1 株当たり純資産額	1, 529, 103 円 11 銭	1, 490, 611 円 39 銭
1 株当たり当期純利益金額	377, 073 円 92 銭	454, 844 円 60 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益 (百万円)	5, 656	6, 822
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5, 656	6, 822
普通株式の期中平均株式数 (株)	15, 000	15, 000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

追加型証券投資信託

i シェアーズ 国内債券インデックス・ファンド

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

－ 運用の基本方針 －

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、別に定める円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、円建ての債券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 国内債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案して委託者が決定します。
- ② 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（E T F）への投資を行なう場合があります。
- ③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- ④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

3. 収益分配方針

年1回の毎決算時（原則として8月2日。休業日の場合は翌営業日）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を

分配対象額の範囲として分配を行いません。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託 i シェアーズ 国内債券インデックス・ファンド

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額]

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託の限度額]

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金10兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項から第2項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益権の取得申込の勧誘の種類]

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

[当初の受益者]

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定により、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に

規定する借入有価証券を除きます。)を原則として法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の申込単位および申込価額]

第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得

申込に係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込価額は、原則として第39条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[投資の対象とする資産の種類]

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1. 有価証券
- 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条に定めるものに限りします。）
- 3. 金銭債権（1. および4. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- 4. 約束手形

[運用の指図範囲等]

第16条 委託者は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内債券インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証券
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親

投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前項において親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託および次の各号に掲げるものを除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 1. 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの
 - 2. 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの
- ⑧ 前項において親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[利害関係人等との取引等]

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第30条および第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第30条および第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

[運用の基本方針]

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

[運用の権限委託]

第19条 第25条に規定する有価証券の貸付を行なう場合、委託者は、有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を次の者に委託します。

商 号：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エ
イ。（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）

所在の場所：米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

- ② 有価証券の貸付を行なう場合、委託者、前項の委託を受けた者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50の率を乗じて得た金額を報酬として受取るものとします。当該報酬は、毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者、前項の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限を行使した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合等には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ④ 第2項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、当該報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[投資する株式等の範囲]

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[信用取引の指図範囲]

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[先物取引等の運用指図および範囲]

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避す

るため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図および範囲]

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[有価証券の貸付の指図および範囲]

第25条 委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する

契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

[公社債の空売りの指図および範囲]

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[公社債の借入れの指図および範囲]

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

[外貨建資産への投資制限]

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と組入投資信託証券（親投資信託を含みます。）に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する組入投資信託証券の時価総額に組入投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図および範囲]

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

[信託業務の委託等]

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど個別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第39条 この信託の計算期間は、原則として毎年8月3日から翌年8月2日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成26年8月4日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

[信託財産に関する報告等]

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものと

します。

[信託事務の諸経費および諸費用]

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下本条第2項の費用を含めて「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者による信託財産の管理・運営に係る諸費用（信託財産の財務諸表の監査費用等ならびに当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。以下「諸費用」といいます。）について、委託者はその支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、当該諸費用については、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。当該諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用に計上するものとし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限、固定率または固定金額を決定する、または信託の期中に変更することができます。

[信託報酬等の総額]

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の27の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[収益の分配方式]

第43条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、

受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

- 第45条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日および第44条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金および償還金の時効]

- 第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

- 第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。
- ② 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の基準価額とします。
 - ④ 委託者が第2項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。
 - ⑤ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会

社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

- 第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回る事となった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社

に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[反対受益者の受益権買取請求の不適用]

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部

解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[他の受益者の氏名等の開示の請求の制限]

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

[公告]

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

[運用状況に係る情報の提供]

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引

の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ③ 第24条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成25年9月12日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

付表

1. 運用の基本方針に規定する「別に定める円建ての債券市場を代表する指数」とは、次のものをいいます。

NOMURA-BPI 総合

親投資信託

国内債券インデックス・マザーファンド

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

－ 運用の基本方針 －

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、別に定める円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての債券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案して委託者が決定します。
- ② 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（E T F）への投資を行なう場合があります。
- ③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- ④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。
- ⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。
 1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
 3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

親投資信託 国内債券インデックス・マザーファンド

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額]

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

す。

[信託金の限度額]

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項および第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益証券の取得申込みの勧誘の種類]

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

[受益者]

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするブラックロック・ジャパン株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

[受益権の分割および再分割]

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

[追加信託金の計算方法]

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出]

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

[受益証券の発行についての受託者の認証]

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

[投資の対象とする資産の種類]

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条から第21条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権（1. および4. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
4. 約束手形

[運用の指図範囲等]

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（次の各号に掲げるものを除きます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
1. 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの
 2. 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

[利害関係人等との取引等]

- 第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第24条、第27条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第24条、第27条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

[運用の基本方針]

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

[運用の権限委託]

第16条 第22条に規定する有価証券の貸付を行なう場合、委託者は、有価証券の貸付の指図に関する権限の全部ま

たは一部を次の者に委託します。

商 号：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

所在の場所：米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

- ② 有価証券の貸付を行なう場合、委託者、前項の委託を受けた者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50の率を乗じて得た金額を報酬として受取るものとします。当該報酬は、毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者、前項の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限を行使した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合等には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ④ 第2項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、当該報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[投資する株式等の範囲]

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[信用取引の指図範囲]

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[先物取引等の運用指図および範囲]

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図および範囲]

- 第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[有価証券の貸付の指図および範囲]

- 第22条 委託者（第16条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

[公社債の空売りの指図および範囲]

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なう

ものとしします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

[公社債の借入れの指図および範囲]

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとしします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとしします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

[外貨建資産への投資制限]

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額、組入投資信託証券に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する組入投資信託証券の時価総額に組入投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図および範囲]

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

[信託業務の委託等]

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとしします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第16条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[損益の帰属]

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど個別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第35条 この信託の計算期間は、原則として毎年8月3日から翌年8月2日までとします。ただし、第1計算期間

は、信託契約締結日から平成26年8月4日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

[信託財産に関する報告等]

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

[信託事務の諸費用]

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

[信託報酬]

第38条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

[利益の留保]

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

[追加信託金および一部解約金の計理処理]

第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

[信託の一部解約]

第41条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

[信託契約の解約]

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

[償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責]

第43条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[償還金の支払い時期]

第44条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に取り継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第2項に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、

委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[反対受益者の受益権買取請求の不適用]

第50条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付]

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

[公告]

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

[運用状況に係る情報]

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第21条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第21条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第21条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成25年9月12日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

付表

1. 運用の基本方針に規定する「別に定める円建ての債券市場を代表する指数」とは、次のものをいいます。
NOMURA-BPI総合